

企業活動における国際人権基準の実施に関する研究

○研究の目的

国際人権法は国家に法的義務を課し、その国内での立法、行政、司法を通じて人権の保障を確保してきました。企業が国境を越えて活動を拡大し、ときに国家を凌ぐ経済力や政治力を持つなかで、国際社会は企業活動を国際人権法でいかに規律するかについて2つのアプローチを講じてきました。①受入国および本国の企業活動を規律する義務の強化および②企業の国際人権基準を順守する責任の明確化とそれに伴う規範化です。本研究は②のアプローチの先にある課題を対象とします。

1980年代に始まる②のアプローチは、企業の社会的責任（CSR）の広がりによって後押しを受け、ようやく2011年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（指導原則）が承認される形で結実しました。CSRとは企業が社会や環境に与える影響に対して負う責任をいいます。企業は、グローバル化を背景に自社事業が複数国に及ぶこともあり、各受入国の法令遵守に加え、普遍的に認められた国際規範、人権分野であれば国際人権基準に合致した行動をとることが期待されています。指導原則は企業に法的義務を課すものではありませんが、企業が世界人権宣言や国際人権規約など国際人権基準を尊重する責任を規定しています。指導原則の承認後、国際社会の関心は指導原則の企業レベルでの実施へと展開しています。

このように指導原則は企業の国際人権基準を尊重する責任の所在を明らかにしますが、一方で、責任の内容を十分に明らかにするものではありません。企業は、人権デューディリジェンスとして、人権方針の策定、事業決定やプロセスでの人権配慮、情報開示、相談窓口の設置などを求められるものの、具体的な国際人権基準、例えば同一価値労働同一報酬（社会権規約7条）、児童労働の禁止（同10条）、少数民族の権利（自由権規約27条）の実現に向けどのような取組みが求められるのかは明らかになっていません。

そこで、本研究は、「国際人権基準の遵守として企業活動に何が求められるのか」に注目し、国際人権基準の企業レベルでの実施、特に日本企業による実施の明確化を目指すことにしました。

○研究の方法

本研究では、次にあげる4つの視点から研究を進めます。

①国際人権基準、指導原則およびCSRに関する最新動向の研究

新たな動きも視野に入れた文献・資料研究を行います。加えて、企業、NGO、労働組合、政府、国連諸機関、人権条約実施機関が一堂に会する国連人権理事会の公式会合「ビジネスと人権に関するフォーラム」（12月）に参加し、研究者や専門家から聞き取り調査を行います。

②権利保有者の視点から企業に求められる取組みに関する研究

国際人権基準の権利保有者（rights-holders）である国内外の当事者団体への聞き取りを通じて、企業活動が及ぼす影響・侵害の実態を把握するとともに、女性、障がい者、性的マイノリティ、先住民

族など特別な配慮を要する労働者や消費者、地域住民の視点から実施内容を明確化します。

③企業の国外事業展開先における国際人権基準の実現に関する研究

日本企業は、生産・製造や販売の拠点を子会社や合弁企業を通じて国外に展開しています。本研究では、韓国やインドとの共同研究を通じて実態を把握するとともに、事業展開先の社会事情や課題のなかで、国際人権基準の順守として企業にどのような取組みが求められるのかを検討します。

④中小企業による国際人権基準の実施に関する研究

総企業数の99%以上が中小企業である日本の現状を受け、①～③の研究成果の共有を含め、企業担当者との意見交換および討議を行い、中小企業による国際人権基準の実施内容の明確化を、実現可能性を踏まえたうえで、試みます。